

(高齢)重度障害者医療費助成



対象
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級(精神疾患の治療は対象外)

所得制限等
本人・配偶者・扶養義務者の住民税所得割税額が23万5000円未満

※特別障害者手当の所得制限基準
に該当する住民税所得割税額が23万5000円以上の人は経過措置で(高齢)重度障害者医療の対象となります。(平成23年6月30日まで)

窓口負担額
外来 医療機関ごとに1日600円(低所得者400円)を限度に月2回まで

入院 1割負担で医療機関ごとに月2400円(低所得者1600円)まで

※(高齢)重度障害者医療の経過措置に該当する人は、①外来②医療機関ごとに1日900円を限度に月2回まで②入院③1割負担で医療機関ごとに月3600円まで

市が実施している福祉医療費助成制度では、乳幼児や重度障害者、老人、ひとり親家庭の人などを対象に、健康保険で診療を受けた場合に医療費(自己負担額の一部)の助成を行っています。

助成を受けるには、県内の医療機関等で保険証と受給者証を提示する必要がありますが、他の公費負担医療の給付を受けるときは、他の公費負担医療が優先適用され、福祉医療の対象になりません。

広報では同制度の内容をご紹介しますので、申請漏れや疑問点などありましたら、保険課までご連絡ください。
☎保険課 ☎44-3003

福祉医療費助成制度

母子家庭等医療費助成



対象
18歳到達後最初の3月31日を迎えていない子を養育する配偶者のいない母や父、その児童、遺児

所得制限等
児童扶養手当の支給に係る要件を満たしていること

※配偶者と死別、離別、遺棄されているまたは配偶者が重度障害者で長期にわたり労働能力がない、未婚の母又は父など

窓口負担額
外来 医療機関ごとに1日600円(低所得者400円)を限度に月2回まで

入院 1割負担で医療機関ごとに月2400円(低所得者1600円)まで



申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②助成対象となる人の保険証
- ③(高齢)重度障害者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ④所得証明書(市外から転入または市外に扶養義務者がいる人)

現在福祉医療を受給しており、申請時と状況が変わった場合は届出が必要で、変更の内容によっては助成金を返還していただく場合がありますので、必ず届出をしてください。

- ①住所を変更した
- ②保険の種別が変わった
- ③扶養義務者(受給者の生計を維持している人)が転出等により受給者の生計維持者が変わった
- ④母子家庭等医療を受給している人で、婚姻予定がある、あるいは婚姻の届出はないが夫婦として生活するようになった、または母が妊娠したなど



こども医療費助成

小学校4年生、中学校3年生までの子どもの入院医療費(平成22年4月1日以降の入院分)の自己負担(3割)の1/3を助成します。(長期入院の場合は、4か月以降は自己負担額を全額助成。受給者証の交付はありません)

※福祉医療制度やスポーツ振興センター法に基づく災害共済給付など他の医療費の助成を受けるときは助成対象外です。

※所得制限がありますので、申請前に一度保険課までご連絡ください。



老人医療費助成

対象
65歳〜70歳の誕生日まで

所得制限等
世帯全員が住民税非課税で、年金収入を加えた所得が80万円以下

※この基準にはずれた非課税世帯の人は、経過措置で老人医療の対象者となります。(平成23年6月30日まで)

窓口負担額
2割または1割

乳幼児等医療費助成

対象
0歳〜小学3年生まで

所得制限等
①0歳は所得制限なし

②1歳以上は、扶養義務者の住民税所得割税額が23万5000円未満

※児童手当特例給付の所得制限基準に該当する住民税所得割税額23万5000円以上の人は経過措置で乳幼児等医療の対象となります。(平成23年6月30日まで)

窓口負担額
外来 ①0〜3歳未満②無料③歳就学前④医療機関ごとに1日500円(低所得者300円)を限度に月2回まで

③小学1〜3年生④医療機関ごとに1日800円(低所得者600円)を限度に月2回まで

入院 無料

※経過措置に該当する人は、①外来②医療機関ごとに1日1200円を限度に月2回まで②入院③1割負担で医療機関ごとに月4800円まで

